

# 第2回 入間市公園施設設置者等選定委員会

令和7年10月8日（水）  
入間市 都市整備部 都市計画課

# 目次

## 3 議題：設置等予定者の選定について

- (1) 第一次審査結果の報告
- (2) プрезентーションについて
- (3) 評価方法の説明
- (4) 事務局採点結果の報告

## 4 最終答申

## 5 今後の予定について

## 6 その他

### **3 議題：設置等予定者の選定について**

---

# (1) 第一次審査結果の報告

3

## 第一次審査の審査事項と結果

- ◆ 5月28日の応募登録〆切時までに、2者が応募（その後、1者が提案を待たず辞退）
- ◆ 8月27日までの公募設置等計画の受付期間に提出された公募設置等計画について、  
都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査を実施した。
- ◆ 審査の結果、提案のあった1者について二次審査対象者として選定した。

審査事項	結果
a. 参加資格の確認	応募者が、資格等を満たしていることを確認した。
b. 法令遵守に関する審査	公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを確認した。
c. 指針に照らし適切なものであることの審査 <ul style="list-style-type: none"><li>・公募設置等計画等が、本指針で示した目的や場所等と適合していること</li><li>・記載すべき事項が示されていること</li><li>・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること</li></ul>	公募設置等計画等が指針に照らし、適切なものであることを確認した。

## (2) プрезентーションについて

### プレゼンテーションの流れ

#### プレゼンテーション

30分

- 応募者より、提案内容に関するプレゼンテーションを実施する

#### 質疑応答

30分

- 応募者のプレゼンテーションに対して、各委員より質疑応答を行う

#### 個人評価

20分

- プレゼンテーション及び質疑応答を踏まえて、提案内容に対して、評価の基準に沿った審査【個人評価】を行う

#### 全体評価・ 設置等予定者の 選定・講評

30分～1時間程度

- 個人評価の集計結果を踏まえて、全体評価を行う
- 全体評価結果をもとに、設置等予定者の選定・講評を行う

### 注意事項

- ◆ 質問のある方は挙手にてお知らせください。
- ◆ 複数の方が挙手された場合は、まだご発言されていない方を優先させていただく場合があります。
- ◆ 時間により、質問の受付を締め切らせていただく場合があります。

# (3) 評価方法の説明

## 基本的な考え方

- ◆ 採点は、事業の実施方針～価額審査の項目（200点）を基準として、任意提案は加点対象
- ◆ 任意提案がされない場合は最低点（各項目1点）として計上
- ◆ 評価の視点ごとのバランスは、事業全体の方針・体制・計画の合計が60点、公募対象公園施設・特定公園施設・公園一体建物の整備計画の合計が100点、公園全体の維持管理計画が20点、価額審査が20点、任意提案に対する加点が20点

評価の視点	配点
1. 事業の実施方針	30
2. 事業の実施体制	20
3. 事業計画	10
4. 公募対象公園施設の整備計画	30
5. 特定公園施設の整備計画	30
6. 公園一体建物の整備計画	40
7. 公園全体の維持管理計画	20
8. 価額審査	20
9. 任意提案	20
合計	220

▶事業全体の実施方針・体制・計画  
60点

▶施設の整備計画  
100点

▶公園全体の維持管理計画  
20点

# (3) 評価方法の説明

## 配点の基準について

- ◆ **5段階評価**とし、配点が10点の場合は () 内の点数とする。7点や9点といった中間点は付けない。
- ◆ 5段階評価がそぐわない項目については、2～3段階で採点する。
- ◆ **最低基準点を122点**とし、全委員の総合評価点の平均がこれに満たない場合は失格とする。

評価区分		点数
A	特に優れている (指針に示す内容を大幅に上回っている、高度な能力を有している)	5 (10)
B	優れている (指針に示す内容を上回っている、十分な能力を有している)	4 (8)
C	普通 (指針に示す内容を満たしている、一応の能力を有している)	3 (6)
D	多少不十分である (指針に示す内容を下回っている、多少の能力が乏しい)	2 (4)
E	不十分である (指針に示す内容を大幅に下回っている、能力が乏しい)	1 (2)

### 【122点の根拠】

- ◆ 「1.事業の実施方針」～「8.価額審査」のうち、5段階評価の項目においてすべて評価：C、3段階評価の項目においてすべて得点：中間点 である→117点
- ◆ 「2.事業の実施体制」のうち「応募法人が入間市内に本社・本店を有しているか」の項目及び、「9.任意提案」がすべて1点である →5点
- ◆ 117点 + 5点 = 122点

# (3) 評価方法の説明

## 採点シートについて

- ◆ 以下のような採点シートを配布する。

ご自身の採点に該当する数字に  
丸をつけてください。

採点シート

氏名：

評価項目	評価の視点	配点	採点欄
事業の実施方針	・対象地の地域特性等を踏まえ、本公園にふさわしい整備等の提案がなされているか	10	2 · 4 · 6 · 8 · 1 0
	・地域との協働や連携を促進する方針となっているか	10	2 · 4 · 6 · 8 · 1 0
	・設計・工事のスケジュールは適切である	10	6 (事務局採点)
事業の実施体制	・事業を実施するために充分な実施体制(緊急時の連絡体制、人員の配置等)となっているか	5	1 · 2 · 3 · 4 · 5
	・応募法人等の役割分担、実績は十分であるか  【評価対象実績】 △3年以上の商業施設の経営実績。または10年以上の商業施設を対象とした土地賃借、建物の所有・賃貸の事業実績 △過去10年以内の提案内容と同用途・同等以上の規模の建物の設計・監理実績 △過去10年以内の公共工事の建設工事実績（公共工事の種類は、特段定めなし）	5	1 · 2 · 3 · 4 · 5
	・応募法人等の財務体質は健全であるか	5	1 · 2 · 3 · 4 · 5
	・応募法人が入間市内に本社・本店を有しているか(応募法人がグループの場合は、構成団体に入間市内に本社・本店を有する法人が含まれているか)	5	5 (事務局採点)
	・初期投資に係る資金計画、事業継続に係る収支計画が持続的であるか	5	1 · 2 · 3 · 4 · 5
事業計画	・事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針が適切であるか	5	1 · 2 · 3 · 4 · 5

# (3) 評価方法の説明

## 評価基準のポイント

- ◆ 評価の目安を参考に採点を実施いただく。

1.事業の実施方針

評価項目	評価の視点	対応様式	指針・要求水準書 該当箇所（ポイントは例示）	評価の目安		配点
事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象地の地域特性等を踏まえ、本公園にふさわしい整備等の提案がなされているか</li> </ul>	5.公募設置等計画 様式 12	<p>◆狹山台地区近隣公園の事業の方針の実現に向けた提案</p> <p>P1 (3) 事業の方針「日常の近隣公園利用はもとより、災害時には一時避難所となる役割も踏まえながら、地域住民の幅広い年齢層にも親しまれる、明るく開放的で環境面にも十分に配慮した公園づくりを目指します」</p> <p>※ 現地調査を実施または資料収集を行い、住宅地に囲まれた環境について把握しているか。</p> <p>※ 地域住民や公園利用者の利便性の向上が図られるような提案がなされているか。</p> <p>※ 日常と災害時の両側面での公園利用の提案がなされているか。</p> <p>※ 環境面へ配慮がなされた提案となっているか。</p> <p>P32 (1)事業の概要（全体計画） ①事業の実施方針（事業コンセプト等）、⑥全体基本構想（全体平面図）</p> <p>※ コンセプト、全体配置計画は適切か。</p>	10点	A：特に優れている 具体的かつ実現可能な事業の整備方針となっている	10
				8点	B：優れている	
				6点 (基準点)	C：普通 狹山台地区近隣公園にふさわしい事業の整備方針となっている	
				4点	D：多少不十分である	
				2点	E：不十分である 抽象的かつ実現が困難な事業の整備方針となっている	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備後の公園の管理・運営等において、地域との協働や連携を促進する方針となっているか</li> </ul>	5.公募設置等計画 様式 12 様式 17	<p>◆地域との協働や連携に向けた工夫</p> <p>P13 ト「公園がにぎわうイベント時などにおいて、公募対象公園施設の営業以外にも、公園利用者の利便に資する活動を提案してください。」</p> <p>チ「定期的なワークショップの開催や地域の清掃活動など、公園及び地域との協働や連携を促進する活動をしてください。」</p> <p>二「災害発生時は、必要に応じて、地域住民と迅速な連携ができるよう配慮してください。」</p> <p>ヌ「公募対象公園施設周辺にて不審な点や異常がないかなどの軽度な見回りや市への報告に努めてください。」</p> <p>P33 (6)管理運営計画 ・施設の管理運営の役割分担（事業者、市）、連携に関する考え方 ・自主事業・イベント等に関する計画：様式 17</p>	10点	A：特に優れている 具体的かつ実現可能な協働・連携の方針となっている	30
				8点	B：優れている	
				6点 (基準点)	C：普通 狹山台地区近隣公園にふさわしい協働・連携の方針となっている	
				4点	D：多少不十分である	
				2点	E：不十分である 抽象的かつ実現が困難な協働・連携の方針となっている	

# (4) 事務局採点結果の報告

## 事務局採点結果について

- ◆ 委員評価に差が生じない以下の評価項目について、事務局による事前採点を実施した。

評価項目	評価の視点	配点	採点結果
1.事業の実施方針	◆ 設計・工事のスケジュールは適切であるか	10	<b>6点</b> 2028年3月に合わせた予定となっている
2.事業の実施体制	◆ 応募法人が入間市内に本社・本店を有しているか (応募法人がグループの場合は、構成団体に入間市内に本社・本店を有する法人が含まれているか)	5	<b>5点</b> 構成団体の1社が入間市内に本社を有す
3.価額審査	◆ 公募対象公園施設に係る使用料の額	5	<b>3点</b> 使用料の最低額と同じである(100円)
4.価額審査	◆ 特定公園施設の建設に要する費用のうち、本市が負担する額	5	<b>3点</b> 市負担割合が9割以内であり、負担費用の上限額と同じである(488,435千円)
5.貸付料	◆ 公園一体建物及び商業施設用駐車場等に係る貸付料の額	10	<b>6点</b> 貸付料の基準額と同じである(156円)
6.任意提案	◆ 市の施策との連携が図られる任意提案がされているか ➤ 第三次入間市環境基本計画 ➤ 入間市SDGs未来都市計画 など	5	<b>5点</b> 「入間市緑の基本計画」で示されている市民協働の推進や、「入間市スポーツ推進計画」におけるスポーツを楽しめる機会の充実等に貢献する提案がある
7.ネーミングライツ	◆ ネーミングライツの導入の意向があるか。	5	<b>5点</b> ネーミングライツの導入の意向がある

## 4 最終答申

---

## 5 今後の予定について

---

# 今後の事業スケジュール

12

令和7年  
2月25日

## 第1回選定委員会

- ◆ 公募設置等指針(案)、要求水準書(案)の確認
- ◆ 評価基準の決定

令和7年  
3月19日

## 公募設置等指針・要求水準書の公表

- ◆ 第1回選定委員会結果を公募設置等指針・要求水準書に反映し、公募資料を公表

令和7年  
3月19日～  
8月27日

## 応募及び公募設置等計画の受付

- ◆ 質問受付・回答および応募受付後、公募設置等計画を受付

令和7年  
10月8日

## 第2回選定委員会

- ◆ 応募者のプレゼンテーション
- ◆ 評価

## ★設置等予定者の選定

令和7年  
10月下旬

## 選定結果の公表

- ◆ 第2回選定委員会における審査を経て、設置等予定者を選定し、その結果を公表

令和7年  
11～12月頃

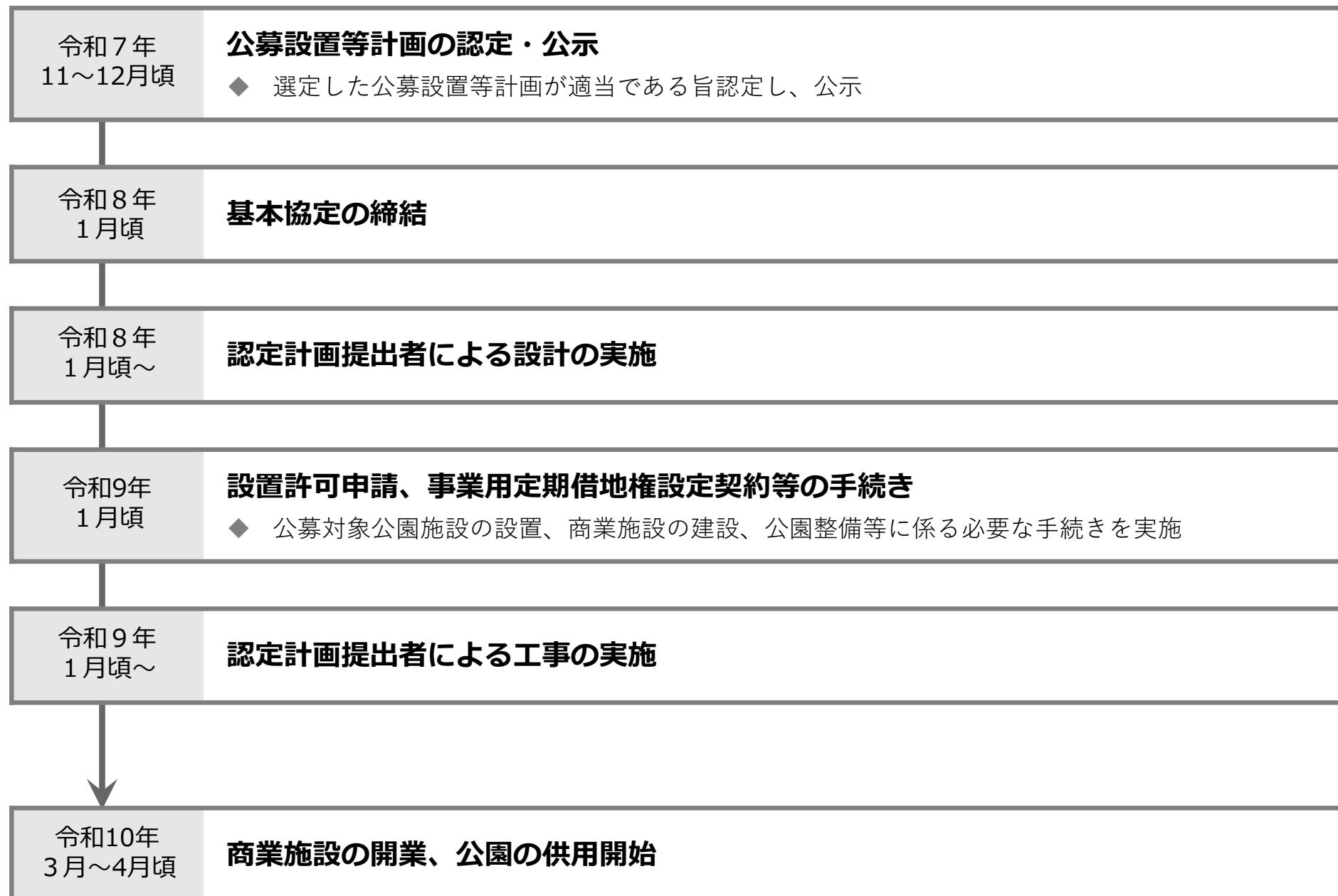
## 公募設置等計画の認定・公示

- ◆ 選定した公募設置等計画が適当である旨認定し、公示

※スケジュールは都合により変更となる場合があります。

# 今後の事業スケジュール

13



※計画認定後のスケジュールは、現時点での想定であり、変更となる場合があります。

## 6 その他

---

## 事務局からのお知らせ

- ◆ 入間市公園施設設置者等選定委員会は、本日の第二回が最後となります。今後、事業者との調整により公募設置等計画の大幅な変更が発生した場合には、内容の確認を依頼する可能性があります。その際にはご協力のほどよろしくお願ひいたします。
- ◆ 入間市都市公園条例第21条より、委員の任期は、当該調査審議が終了した日までとなります。
- ◆ 設置等予定者の選定に関する結果通知を行うまで、応募者と委員との接触は禁止となります。本事業提案について接触を行った場合は、失格となりますので、ご注意ください。
- ◆ 入間市都市公園条例第25条より、「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。」こととなっておりますので、十分にご注意ください。